

2021年8月17日(火) 於 福岡ファッションビル(オンライン開催)

法務省主催

## 教員向け法教育セミナー

-来年4月に迫った成年年齢引き下げに向けて-

中学校分科会

# 「子どもに身近な事象を法的に捉える学びの充実を」

-公民的分野「私たちと政治」：決め方としての多数決を考える-

福岡教育大学附属小倉中学校 柴田 康弘

E-mail : shibata-y@fukuoka-edu.ac.jp

# 0. はじめに

**柴田 康弘(社会科, 研究部長)**

- ・ 福岡県出身 ・ 22年目
- ・ 対話 ・ “ガチ”な学び
- ・ 陸上競技部顧問
- ・ 福岡法教育研究会



社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第21号 2009 (pp.81-90)

市民社会科における対話的交渉過程の評価方法開発とその実践的検証  
—中学校公民的分野単元「成人年齢を考える」を事例として—  
Developing and Practicing Assessment of Negotiation in 'Social Studies Education  
for Civil Society': A Case Study of Opinion-Making on the Legal Adult Age

柴田 康弘  
(飯塚市立穂波西中学校)

## 福岡教育大学附属小倉中学校

- ・ 北九州市小倉北区(SDGs未来都市)
- ・ 大学附属校としての使命  
(中等教育校, 教育研究校,  
教育実習校, 職員研修校)
- ・ カリキュラム・マネジメント研究  
※R3, 4 文部科学省委託研究指定校

# 1. 授業デザインについて

(別紙：学習デザイン，学習プリント参照)

法教育をどう捉え，どう実践するか？

- ・ 社会を「つくり」，社会に「生きる」 = 市民としての主権者であるため  
(そのために，社会を「知る」「わかる」)
- ・ 批判，疑問，対話・議論，決定・判断・・・  
≠ 選挙にいく 裁判員になる
- ・ その教育における中核としての社会科(カリマネのコア)
- ・ そのための教師の役割とは？
- ・ 法律専門家との協働の在り方は？

授業をデザインするにあたって

- ・ **子どものガチ**(学ぶ必然をどうプロデュースするか)
- ・ 自明視されたことを疑う眼を！・ 法的な考え方から迫る。



# 1. 授業デザインについて

- 法教育推進協議会(2015)「法やルールって、なぜ必要なんだろう？  
-私たちと法-」の活用(専門家の知見, 視聴覚教材, 手軽に)
- 身近な事例の追加=子どもの“ガチ”を目指す働きかけ

【本時授業の内容, 特色について】

## 1 本時

(2/4時) 「みんなで決めるべきこと, みんなで決めてはならないこと」

## 2 めあて

多数決は万能か!? 多数決で決めて良いこと/良くないこと,  
多数決の方法とは?

→ 何かを決める=多数決は本当か???(すり込まれてきた・・・)

## 3 GIGAスクール端末の活用

即時的な意見表明, 共有のツールとして



## 2. 授業の実際について

(1) 導入 : オリンピック開催地および修学旅行の行き先について

- 本時で多数決を考える「きっかけ」「かまえ」として **※多数決のパラドクス**



	A関西方面	B関東方面	C九州方面
行きたい	43	36	21
行きたくない	52	29	19

- 教師の役割＝意見の整理と問いによる本時の方向付け

動画①②を視聴下さい

# 修学旅行の行き先を決めよう！

## 【選考方法】

- 皆さん(100人)の希望を聞きます。
- **A 関西方面**      **B 関東方面**      **C 南九州方面**  
(大阪, 奈良, 京都)    (東京, 神奈川)    (鹿児島, 宮崎)
- 多数決で決めます。
  - 行きたい地域NO1はどこですか？  
参考までに、行きたくない地域NO1も教えてね。

## 2. 授業の実際について

(2)展開 DVD事例 : ①小林くんの昼休みの過ごし方, ④上田くんに反省を促す

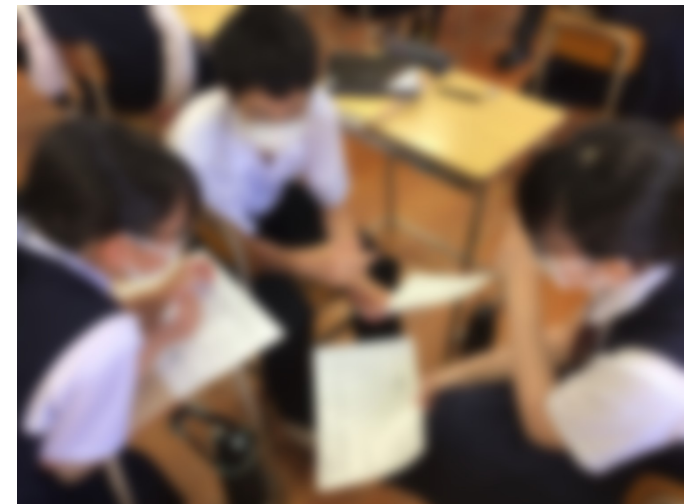
動画③④を視聴下さい

- ・他の事例に当てはめて考える
- ・教師の役割＝他事例を通して、多数決についての考えの枠組みを作らせていく

動画⑤を視聴下さい

【生徒の意見交換から】

- ・ いじめ, かわいそう, やりすぎ
- ・ 何回目の行為なのか? 2回目以降なら有効では?
- ・ 上田くんの意見も聞けるような多数決を



# 2. 授業の実際について

## (2)展開 DVD事例 : ①小林くんの昼休みの過ごし方, ④上田君に反省を促す

事例②: クラスみんなの多数決で決めていいこと? いけないこと?

みんなで決めたいこと	○ or x	その理由
事例A 昼休みの過ごし方	X	昼休みの過ごし方は 各人が決めるから。
事例B 掃除当番の決め方1	○	みんな同じ時間と同じことをするから。 いやな思いもしない。 しだれも
事例C 掃除当番の決め方2	X	「はいはい」の人が多くて「はい」に はい。5人に任せ。まじはいいかい と思う。
事例D 上田君に反省を促す	X	どちらの選択してもかわいそう。 いやからせしめようという人がいる。 しだれに促す。

事例②: クラスみんなの多数決で決めていいこと? いけないこと?

みんなで決めたいこと	○ or x	その理由
事例A 昼休みの過ごし方	X	これはしか休みに変えない。 かてにせしめろのはよくない。 これは尊重でない。
事例B 掃除当番の決め方1	○	これはみんなに公平性があり 二つの意見から一つの意見が でないのせい。
事例C 掃除当番の決め方2	X	これは客観的定規「か」になって からず、自分の周りの生活ができて こそこの方法だから。
事例D 上田君に反省を促す	X	その選択技術が「人間性」をかがうよ うなものはない。この人たちの多数決 は次元をこえている。

事例②: クラスみんなの多数決で決めていいこと? いけないこと?

みんなで決めたいこと	○ or x	その理由
事例A 昼休みの過ごし方	X	もし自分が小林くんだったらきょう ので嫌で休み時間じゃないから。
事例B 掃除当番の決め方1	○	全員が行うものなので全員の利得 になるから。
事例C 掃除当番の決め方2	X	もしその5人がほらしたら誰がす るのかという議論になるから。
事例D 上田君に反省を促す	○	かきょうによる。 一回目→迷惑 二回目(注意済み)→○ (最終 な手段で する)

事例②: クラスみんなの多数決で決めていいこと? いけないこと?

みんなで決めたいこと	○ or x	その理由
事例A 小林くんの 昼休みの過ごし方	X	・1人のことを勝手に決めるのは かわいそう。 ・小林くんの意見が大きく反映され ない。
事例B 掃除当番の決め方1 科目ごと / 出席番号順	○	・全員に関わることだから。 。
事例C 掃除当番の決め方2 席定部 / 出席番号順	X	・席定部 5人の意見が大きく 反映されない。
事例D 上田君に反省を促す	○	・他人にめいわくをかけるから。 ・上田くんを公正させるため。 。



# 2. 授業の実際について

## (3)展開 : 多数決は決め方の万能選手か？

- 多数決の決め方(方法・手続き), 内容について考えをつくる
- 教師の役割=個人→グループ→学級へと議論を拡張

※タブレット(「ロイロノート」の活用)



<p><b>【万能ではない】</b> まず万能の意味... 全てに効力があること 多数決は平等が必須条件 少なくとも言えない</p> <p>6月25日 11:35</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 誰もが平等な状態で 行える多数決ばかりじゃ ない みんな平等な多数決なら いい方法。</p> <p>6月25日 11:35</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 全員が平等じゃ ないといけな い</p> <p>6月25日 11:35</p>	<p><b>【万能である】</b> 話し合いをして選 択肢を吟味すれば万 能かと思う。</p> <p>6月25日 11:35</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 平等な条件で話し合 わないと、初めから 不利な立場が生まれ ることがあるから。</p> <p>6月25日 11:36</p>	<p><b>【万能である】</b> - 時間をかけずに決 めることができる - 選択肢を明らかにお かしいものにしない 限り大勢の意見を反 映することができる - ただ、不正しやすい から</p> <p>6月25日 11:36</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 決めるものによっ ては有効ではない。 それが平等なもの か、合意のものな のかによると思う。</p> <p>6月25日 11:36</p>
<p>過半数が去るのに 平等でない多数決 であるかわからない どちらを選んでも 変わらない人間 として公平がある ならいい</p> <p>6月25日 11:36</p>	<p><b>【万能ではない】</b> イデオロギ アなどがあるから いい</p> <p>6月25日 11:36</p>	<p><b>【万能ではない】</b> どれかが不利だ たり、平等じゃな かったりするし、 全員が納得する わけではないから</p> <p>6月25日 11:36</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 選択肢によって、 平等であるかどう かが変わってくる ので、万能かと言 うと違うと思う。</p> <p>6月25日 11:37</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 多数決が適切な時 とそうでない時があ るから。その状況 にあわせて決めら いと思う。</p> <p>6月25日 11:37</p>	<p><b>【万能である】</b> でも野球のバレン ティン的な意見も ある。平等じゃな いみたい。少数意見</p> <p>6月25日 11:37</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 物事を決める時に いつでも使えるか という点でいい ない。平等な結果 になることもあ る</p> <p>6月25日 11:37</p>
<p><b>【万能ではない】</b> 少数の意見が反 映されない。自己 中心的意見にな る。</p> <p>6月25日 11:37</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 少数意見が反 映されないから。 みんなが同じ立 場で平等でない 時は万能では ないと思う。</p> <p>6月25日 11:37</p>	<p>意見が対立する 場合、多数決は 必ずしも公平な 結果をもたらさ ない。少数意見 が反映されない 場合、多数決は 必ずしも公平な 結果をもたらさ ない。</p> <p>6月25日 11:37</p>	<p>多数決は至 少のついで ではない。平 等ではない。 しかし、多 数決は一番 便利で使い やすいです</p> <p>6月25日 11:37</p>	<p><b>【万能である】</b> 万能である と思うが、多 数決を取るこ とで確信が 出てこないか 、確認して おく必要は ある。また、 取る前には 話し合いを する。</p> <p>6月25日 11:37</p>	<p>多数決で決 める内容によ り最終的に 意見がまと まらない時 は多数決で 決めるのが いいと思 う。場合よ ると思う。 多数決にな るとみんな が納得しな いから。</p> <p>6月25日 11:37</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 話し合いをする 事例によっ て多数決で 決めても不 利になる 人が出て くるから。</p> <p>6月25日 11:38</p>
<p><b>【万能ではない】</b> 多数決ですぐに 決まることは いいのだが、不 満を持つ人が 多いと思 うから。</p> <p>6月25日 11:38</p>	<p><b>【万能である】</b> - 意見を 集めること で意思の 統一が できる - 多数決 の結果を 認めてい くことで みんな が納得し ることが できる</p> <p>6月25日 11:38</p>	<p>どちらも 言えない ・わかり やすく、 早く決 められる ・意見 が反映 されない ・意見 が反映 されない ・意見 が反映 されない ・意見 が反映 されない</p> <p>6月25日 11:38</p>	<p><b>【万能である】</b> - 結果 決める のはほと んど多 数決だ から。 - 多数 決で決 められ ないよ うな事 例は少 なく、 そうい う事例 はみな で決め るべき ではない から。</p> <p>6月25日 11:38</p>	<p>場合によ る。平等 な条件 がそろ えば多 数意見 の人が 不利な 立場に なると 思う。 多数決 は公平 ではない から。</p> <p>6月25日 11:38</p>	<p><b>【万能ではない】</b> - 少数 派の意 見は反 映され ないこ とが多 い。 - 個人 の意見を 多数決 で一方 的に決 定する のは、 個人の 自由が 尊重さ れなく なるか ら。</p> <p>6月25日 11:39</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 票が多い ということ は、有利 な人が 多いこ とにな る。も し無 条件で 不利な 人が出 るよう な事 例があ ると、 多数決 では不 利にな るから。 6月25日 11:39</p>
<p><b>【万能である】</b> 多 くの意見 が反映さ れる。 意見の多 さによっ て決める ことが できる。</p> <p>6月25日 11:39</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 全員が絶対 に平等な立 場である ことを前 提で行わ なければ ならない。 少数派が 納得しな ければ決 定してい けないか ら。</p> <p>6月25日 11:39</p>	<p><b>【万能である】</b> すぐに決 めること ができる。 多くの 意見を 反映さ れる。多 くの意見 を聞き ながら 多数決 を聞き ながら 多数決 を聞き ながら</p> <p>6月25日 11:39</p>	<p><b>【万能である】</b> 何が決 める時、 多数決 じゃな いとな かなが 決まら ないか ら。全員 の意見 の一致 は難し い。もし 反対の 意見が 出た時 は理由 を聞き ながら 多数決 を聞き ながら</p> <p>6月25日 11:40</p>	<p>条件が 同じなら 多数決で 決めるか ら。条件 が異なる なら多数 決ではな いと思 う。</p> <p>6月25日 11:40</p>	<p><b>【万能ではない】</b> - 個人 の意見を 多数決 で一方 的に決 定する のは、 個人の 自由が 尊重さ れなく なるか ら。</p> <p>6月25日 11:41</p>	<p><b>【万能ではない】</b> 社会やク ラスを 分ける 恐れが ある。 全て の人が 納得し ている 条件 の上で 成り立 つもの。 多数決 には限 界があ る。また 多数決 が必ず しも正 しいと 思 わない から。 6月25日 11:42</p>
<p>過半数の内容によ って万 能かと思 う。多 数決は 必ずしも 公平な 結果を もたら ない。少 数意見 が反 映され ない。多 数決は 必ずしも 公平な 結果を もたら ない。 6月25日 11:50</p>	×	×	×	×	×	×

万能である 9

万能ではない 19

動画⑥⑦を視聴下さい

## 2. 授業の実際について

(3)展開 : 多数決は決め方の万能選手か？

### 万能である

- 選択肢を吟味していれば、簡単かつ有効
- 全体的にはバレンティン(笑)  
→良いところも悪いところもあるが  
トータルでは
- 人としての「マナー」があれば  
→かわいそうかどうかを基準に
- 多くの意見の反映(効率性)

### どちらとも

- 人間としての公平を担保すれば
- 全てを決めることができるわけではない
- 内容によって変わる

### 万能ではない

- 多数決において「平等」は必須条件
- 話し合えないと少ない方が不利な立場に
- イヤな思いをする人が出てしまう
- どうしても決まらない場合の最終手段

動画⑧を視聴下さい

Q.では、どんなこと(内容)なら決めて良いのか？

Q.どんなやり方(方法)で決めたら良いのか？

Q.なぜそれが良いのか？根拠は何か？人によって違わないか？

# 憲法

## 2. 授業の実際について

(4)終末 : 生徒の感想から 動画⑨を視聴下さい

<感想>

多数決は、一番便利で楽な決め方ではあるけど、  
その分不平等な条件(事例ごと)で行うと、  
負け確定の人が出たり不利益になる人が出る。

私たちは普通に多数決で全体の意見をまとめていたけれど、  
今回の授業を通して、多数決をすることで不満をもつ人もいるとい  
うことがわかり、多数決をして公平ではないということがわかった。

多数決をすることか、果たして本当に正しいのか。  
本当にあっている少数派を 多数派の意見がおし  
つぶして正しいとは思わない。

## 2. 授業の実際について

### (4)終末 : 生徒の感想から

今日の授業で今まで使ってきた多岐決について考えること  
ができた。多岐決は早く決まると、かんたん決まると決めた  
ことによる不平等にはなってしまうかもしれないから気を付け

小学生のときからずっと使ってきた、かんたん事例をあげてみようと、  
多岐決のうものか、本質に可能なものであっても、かんたんにならなくて、

今日は授業で多岐決を使う場面について考えて、  
それぞれの場面で方法が変わってきたので、  
注意して使ってきたと思った。また、日本のルールの基準と  
なる憲法について知って、もう一度、全員が系内得できる  
か、という考えだ。

## 4. おわりに(本実践を通して)

- 市民としての法教育＝静的な知識の教授→他者との対話  
＝動的な知識の活用をこそ  
それは、昨今、求められる教育そのもの
- 法教育において、専門家によるゲストティーチは必須ではない  
→協働、連携ができるに越したことはないが…  
既存の教材、ネットワークの活用で十分対応可能！  
目の前の子どもの状況に即したちょっと一工夫をこそ！
- コーディネーター、プロデューサーとしての教師の役割の再考(最高！)
- 何より、教師が主権者たる市民としての歩み(実践)を

## 【参考文献】

小原友行・峯明秀編(2011)『「思考力・判断力・表現力」をつける中学公民  
授業モデル』

佐伯胖(2018)『決め方の論理』筑摩書房

佐伯胖(2012)『決め方の大研究』PHP研究所

柴田康弘(2021)「教育実践研究としての授業研究再考-学びの主体としての  
子ども参画による授業協議会の試みとその効果-」

『日本教育大学協会年報第39号』

橋本康弘(2006)『身近な題材で基礎基本を授業する』明治図書

法教育推進協議会(2015)『法やルールって、なぜ必要なんだろう～私たちと法～』

<http://www.moj.go.jp/content/001288570.pdf>

渡部竜也(2019)『主権者教育論』春風社

# 令和3年度研究発表会のご案内

福岡教育大学附属小倉中学校

## 「自ら創造的に学ぶ力の育成」

令和3・4年度 文部科学省委託事業

「これからの時代に求められる資質・能力を育むための  
カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究」(継続採択)

令和3年11月5日(金)

オンライン開催準備中

その他、法教育・主権者教育につながる様々な取組を、ホームページで発信しています。

福岡教育大学附属小倉中学校HP <https://kokurajs.fukuoka-edu.ac.jp>

めあて

2 みんなで決めるべきこと・みんなで決めてはならないこと

・多数決以外のオリンピック予定地の決め方とは???

事例①：修学旅行の行き先を決めよう！

概要

結果

行きたい地域 NO1 →

行きたくない地域 NO1 →

事例②：クラスみんなの多数決で決めていいこと？いけないこと？

みんなで決めたいこと	○ or ×	その理由
事例A 昼休みの過ごし方		
事例B 掃除当番の決め方1		
事例C 掃除当番の決め方2		
事例D 上田君に反省を促す		

【 \_\_\_\_\_ 】

\_\_\_\_\_ なぜなら・・・





## 法教育セミナー中学校学習デザイン(3年C組)

授業日 令和3年6月25日 金曜日(3校時 10:55~11:45)

授業者 福岡教育大学附属小倉中学校 柴田 康弘

(1)単元 公民的分野：私たちと政治(人間の尊重と日本国憲法の基本的原則)

(2)単元の構成

第1時 国の政治の在り方は誰が決めるべきか

(多数決という方法※オリンピック候補地決定の事例)

第2時 **みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと【本時】**

第3時 憲法とは何か(より良い決定を保障するために・・・民主主義, 立憲主義)

第4時 日本国憲法の意義は何か(三権分立とは)

(3)単元で目指したい子どもの姿

- 民主主義や立憲主義の考えが、基本的人権の尊重, 国会, 内閣, 裁判所などの学習の基礎となっていることを説明できる。

(4)本時

①本時で目指す姿

集団での意思決定としての多数決には、決めて良いこと・決めてはいけないことがあり、そのやり方によっては、必ずしも最善の方法とはならない場合があることを指摘できる。

②展開例

○教師による主な問い, 指示, 説明	・想定される子どもの反応
<p>○前時では、オリンピック開催地の決定について、その過程を見てみました。</p> <p>○この決め方は多数決であり、事前に周知(明示)されています。</p> <p>○この方法以外にどのような方法で決めればスッキリするのだろうか? (タブレットで意見共有)</p> <p>○仮に違う決め方をすると、その決め方は誰が、どのように決めるの? → 多数決</p> <p>○ではこの多数決について、DVDを視聴してみよう。  <span style="color: red;">※DVD: 私たちの暮らしと憲法(10分16秒~11分00秒)</span>                      多数決=有効な手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公平だ。・ルールが間違いだ。</li> <li>・これは多数決としてはおかしい。</li>   <li>・クジ引き? ・偉い人の一声で?</li> <li>・輪番制?</li>   <li>・そうなるややはり、多数決しか・・・</li> </ul>
<b>めあて：多数決は万能か!?：多数決で決めて良いこと/良くないこと、多数決の方法とは？</b>	
<p>○こんな事例はどうでしょうか?修学旅行(歴史体験学習)の行き先を次のような、“多数決”で決めました。  <span style="color: red;">※多数決のパラドクス：行きたい/行きたくない</span>                      どちらも同じ地域が1位に!?</p> <p>○では、次の事例は、クラスみんなの“多数決”で決めてよいことだろうか、決めてはいけないことだろうか?それはなぜか?  <span style="color: red;">※DVD: 私たちの暮らしと憲法(11分25秒~15分00秒)</span></p> <p>事例A 小林くんの昼休みの過ごし方                      事例B 掃除当番の決め方(班ごと1週間, 出席番号日替わり)                      事例C 掃除当番の決め方(部活動していない, 出席番号日替わり)                      事例D 上田君に反省を促す(学年通信, 会話禁止)</p> <p>○たくさんの事例を見てきたが、多数決とは決め方の万能選手なのだろうか?                      「多数決は万能選手である(青)/ない(赤)。なぜなら・・・」                      (タブレットで意見共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決め方(手続き)に関わって：手続きの確認, 合意</li> <li>・決める内容に関わって：個人の尊厳, 小数の不利益はNG</li> </ul> <p>○多数決で決めて良いこととは?                      また決めてはいけないこととは?</p> <p>○多数決に必要なこととは?</p> <p>○憲法全文を見てみよう。憲法には、何かを決めることに関わって、どんなことが規定されているのだろうか?                      ・確かに多数決のことが書いてある。</p> <p>○それでは次の時間は、憲法の中身について検討していこう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回も同じだけど、多数決なのに何だかおかしい・・・。</li> <li>・行きたいところだけ聞けば良かった。</li> <li>・事前に話し合いを重ねておけば良かった。</li> <li>・もっと多く聞けば良かった。</li>   <li>・(事例1)わるい 小林くんの自由</li> <li>・(事例2)よい 全員平等</li> <li>・(事例3)わるい 押しつけになる</li> <li>・(事例4)??? みんなが迷惑しているイジメになる</li>   <li>・多数決は万能選手である。なぜならベストではないが、ベターな方法であり、事前に決め方や内容について話し合いをしておきさえすれば、スムーズに決定できる。</li> <li>・多数決は万能選手ではない。なぜなら多数決でも手続きに不備があれば、良い決定にはならず、決める内容によっては、個人の権利侵害や不利益を生んだりしてしまう。</li>   <li>・みんなに平等に関わること</li> <li>・個人の権利を侵すこと</li> <li>・事前に多数決のルール(方法)をしっかり決めておく。</li> <li>・みんなに平等に権利を保障する。</li> <li>・話し合いを重ね、納得を得る。</li>   <li>・基本的人権の尊重, 国民主権, 平和主義</li> <li>・国会議員の選挙の仕方</li> <li>・権力を集中させない三権分立のしくみなど</li> </ul>